

令和3年10月三芳町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月25日(月) 午後3時00分～午後4時30分

2. 開催場所 三芳町役場 501 会議室

3. 出席委員 12人

会長	鈴木 浩
会長職務代理	島田 正
委員	松本 薫
	抜井 俊
	武田 直章
	瀬島 吉明
	山田 剛
	古寺 貞雄
	早川 忠男
	長谷川 清行
	松本 英雄
	鈴木 浩之

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第46号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件

議案第47号 農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する審査の件

議案第48号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の件

報告第41号 農地法3条の3の規定による権利移転届出書受理の件(報告)

5. 農業委員会事務局職員

事務局次長	小林 豊明	主 幹	江田 直也
主 任	田島 克章	主 事	清水 大輝

6. 会議の概要

会長

それでは、三芳町農業委員会総会会議規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。

本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員には、松本薫委員、抜井俊委員を選任します。

本日の議事における、会議書記には農業委員会事務局の清水主事を指名いたします。それでは、本日の提出議案案件について、事務局より概要説明をお願いします。

事務局

説明いたします。

議案第46号、1、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件、別紙のとおり

議案第47号、1、農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する審査の件、別紙のとおり

議案第48号、1、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の件、別紙のとおり

報告第41号、1、農地法3条の3の規定による権利移転届出書受理の件(報告)、別紙のとおり

令和3年10月25日提出

三芳町農業委員会

会長 鈴木 浩

以上でございます。

会長

議案第46号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局より説明いたします。

1ページをご覧ください。

番号1につきましては、所在が〇〇〇〇の計1筆となります。

所在につきましては、2ページ、3ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。

面積は 2,236 m²であり、権利が使用貸借権の設定です。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、令和3年10月1日から令和8年9月30日までの5年間となります。

次に申請書に基づいて借人についてご説明します。
機械は、トラクター2台、耕耘機2台などを世帯で所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め2名となっています。主たる経営作物は、玉ねぎとなります。
農作業従事日数については、申請者は300日で他に1名が満たしています。事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

1番委員 はい。説明いたします。もともと〇〇〇〇さんの農地はしばらく耕作されておりました。いくら草が目立ってきておりましたので心配していたのですが、たまたま隣の農地を耕作していた〇〇〇〇さんが当該農地を借りてもいいというお話がありましたので話を進めてきました。当該農地につきましては、〇〇〇〇さんが耕作をしますが、こども食堂の人たちとも一部手伝ってもらうなど連携してやっていきたいとのことでした。〇〇〇〇さんは若く活発に農業をされている方なので、まったく問題ないと思われまます。

会長 何か意見ございませんか。

<異議なしの声あり>

会長 異議なしの声がでましたので、決定とします。

会長 議案第47号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より説明いたします。
4ページをご覧ください。
議案第47号は、農地法第3条の規定による許可申請の件となります。
番号1につきましては、権利が所有権の移転となっております。
所在が〇〇〇〇の計1筆となっております。
所在につきましては、5ページ、6ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振農用地となっております。
面積が1,996㎡となっております。
譲渡人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇
譲受人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇
となっております。

譲渡人の経営面積は1,996㎡、譲受人の経営面積は5,874㎡となります。
申請事由は有償による所有権移転となっております。
続いて許可要件について説明いたします。
まず、農地をすべて効率的に利用しなければならない、という全部効率利用要件について、〇〇〇〇さんは、トラクター1台、耕耘機3台などを所有しており、農業を営む環境にあると申請書より判断しております。
労働力は、申請者を含め3名と記載されております。
主たる経営作物は、ネギ、さつまいも、キャベツとなっております。
また、農作業の従事要件、年間150日以上に従事要件についてですが、申請書によりますと3名満たしております。
また、下限面積要件、取得後の経営面積が50アール以上になることが要件ですが、取得後の面積が7,870㎡であり、要件を満たしております。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

12番委員 先日、7番委員とともに農地の確認をして参りました。大根、人参、キャベツ、ブロッコリーなどがきれいに植わって参りました。おそらく直売等に出されているものと思われます。農地には草も生えておりません。農地を見る限り、農業技術も高い人だと思われます。問題ないと思われますのでご審議の程、よろしく願いいたします。

会長 何か意見ございませんか。

<異議なしの声あり>

会長 異議なしの声がでましたので、許可とします。

会長 議案第47号番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より説明いたします。

4ページをご覧ください。

番号2につきましては、権利が所有権の移転となっております。

所在が〇〇〇〇の計1筆となっております。

所在につきましては、7ページ、8ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振農用地となっております。

面積が997㎡となっております。

譲渡人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

譲受人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

となっております。

譲渡人の経営面積は 8,347 ㎡、譲受人の経営面積は 22,547 ㎡となります。

申請事由は無償譲渡となっております。

続いて許可要件について説明いたします。

まず、農地をすべて効率的に利用しなければならない、という全部効率利用要件について、〇〇〇〇さんは、トラクター2台、耕耘機2台などを所有しており、農業を営む環境にあると申請書より判断しております。

労働力は、申請者を含め4名と記載されております。

主たる経営作物は、さといも、枝豆、ほうれん草となっております。

また、農作業の従事要件、年間150日以上に従事要件についてですが、申請書によりますと4名満たしております。

また、下限面積要件、取得後の経営面積が50アール以上になることが要件ですが、取得後の面積が23,544㎡であり、要件を満たしております。

事務局からは以上です。

会長

地元委員より補足説明をお願いします。

8番委員

先日、譲受人の〇〇〇〇さん宅にお話を伺ってきました。無償譲渡の理由は、譲渡人の方が高齢で作付けができず、このままだと農地が荒地になってしまうことから無償でかまわないから譲りたいということでした。なお、当該農地に入るためには、譲受人の〇〇〇〇さんの農地を通行しなければならないということもあり、そのことも〇〇〇〇さんに譲渡する理由の一つとのことでした。

会長

何か意見ございませんか。

9番委員

今回の場合、無償譲渡ですから、贈与税はかかるのですか。

事務局

農業委員会事務局としては明確な回答はできませんが、贈与税がかかる場合はあると思われます。

会長

他に意見ございませんか。

4番委員

譲受人の〇〇〇〇さんは、農道を挟んでの隣接地に農地を所有していますか。

8番委員	はい。所有しています。
会長	他に意見ございませんか。 <異議なしの声あり>
会長	異議なしの声がでましたので、許可とします。
会長	議案第47号番号3について、事務局より説明をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。 4ページをご覧ください。 番号3につきましては、権利が所有権の移転となっております。 所在が〇〇〇〇の計1筆となっております。 所在につきましては、9ページ、10ページの案内図、公図の写しをご覧ください。 登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振農用地となっております。 面積が493㎡となっております。 譲渡人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇 譲受人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇 となっております。 譲渡人の経営面積は1,684㎡、譲受人の経営面積は22,547㎡となります。 申請事由は無償譲渡となっております。 続いて許可要件について説明いたします。 全部効率利用要件について、農作業の従事要件については議案第47号番号2で説明しましたので省略させていただきます。 下限面積要件についてですが、取得後の経営面積が50アール以上になることが要件ですが、取得後の面積が23,040㎡であり、要件を満たしております。 事務局からは以上です。
会長	地元委員より補足説明をお願いします。
8番委員	譲渡人は高齢であり、耕作ができないものですから、荒地にするよりは耕作してほしいということから、無償譲渡にしているとのこと。なお、当該農地に入るためには、譲受人の〇〇〇〇さんの農地を通行しなければならないということもあり、そのことも〇〇〇〇さんに譲渡する理由の一つとのこと。

会長	何か意見ございませんか。
	<異議なしの声あり>
会長	異議なしの声がでましたので、許可とします。
会長	議案第47号番号4について、事務局より説明をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。 4ページをご覧ください。 番号4につきましては、権利が所有権の移転となっております。 所在が〇〇〇〇の計1筆となっております。 所在につきましては、11ページ、12ページの案内図、公図の写しをご覧ください。 登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振農用地となっております。 面積が490㎡となっております。 譲渡人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇 譲受人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇 となっております。 譲渡人の経営面積は490㎡、譲受人の経営面積は 22,547 ㎡となります。 申請事由は無償譲渡となっております。 続いて許可要件について説明いたします。 全部効率利用要件について、や農作業の従事要件については議案第47号番号2 で説明しましたので省略させていただきます。 下限面積要件についてですが、取得後の経営面積が50アール以上になることが 要件ですが、取得後の面積が 23,037 ㎡であり、要件を満たしております。 事務局からは以上です。
会長	地元委員より補足説明をお願いします。
8番委員	譲渡人は高齢であり、耕作ができないものですから、荒地にするよりは耕作して ほしいということから、無償譲渡にしているとのことでした。
会長	何か意見ございませんか。
9番委員	10ページの公図の写しと11ページの案内図を比較すると、公図の写しでは〇〇

〇〇に接している道路は〇〇〇〇までで途切れているが、案内図はその先まで伸びているように見えるが、現状どのようになっているのか。

事務局

公図が正しいです。

会長

他に意見ございませんか。

<異議なしの声あり>

会長

異議なしの声がでましたので、許可とします。

会長

議案第48号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局より説明いたします。

13ページをご覧ください。

議案第48号は、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の件となります。

番号1につきましては、所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の計9筆となります。

所在につきましては、14ページから20ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であります。〇〇〇〇は農振地域であり農用地区域外ですが、それ以外は農振農用地となります。

面積は上から 5,077 m²、475m²、33m²、230m²、29m²、5,579 m²、7,518 m²、6,819 m²、140 m²の計 25,900 m²となっております。

被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

納税猶予区分は、相続税で、相続開始年月日は令和3年1月22日となっております。

被相続人は、亡くなる日まで農業を営んでおり、相続人は、引き続き農業経営を行っていくことを確認しており、申請書や台帳、現地確認の結果、要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

会長

地元委員より補足説明をお願いします。

12番委員	はい。先日、7番委員と一緒に〇〇〇〇さん宅を訪問してお話を伺ってきました。〇〇〇〇さん宅は代々農業をされており、現在も家族経営でやられています。灌漑用水等を利用して、ほうれん草、里芋、人参等を栽培しております。相続税の納税猶予の適格者として問題ないかと思われま。
会長	何か意見ございませんか。 <異議なしの声あり>
会長	異議なしの声がでましたので、適格者とします。
会長	これよりは報告案件となるため、事務局より説明をお願いします。
事務局	事務局よりご報告いたします。 21ページをご覧ください。 報告第41号は、農地法第3条の3の規定による相続等による権利移転届出書受理の件となっております。
事務局	番号1につきましては、所在が〇〇〇〇の計1筆となっております。 所在につきましては、23ページから24ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。 登記簿地目、現況地目ともに畑となります。 面積が1,219㎡となっております。 被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇 相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇 権利は所有権の移転で、申請事由は相続となり、あっせんの希望はなしで受理済みです。 つづきまして、番号2につきましては、所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の計3筆となっております。 所在につきましては、25ページから27ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。 登記簿地目、現況地目ともに畑となります。 面積が上から1,573㎡、793㎡、582㎡の計2,948㎡となっております。 被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇 相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇 権利は所有権の移転で、申請事由は相続となり、あっせんの希望はなしで受理済

みです。

つづきまして、22ページをご覧ください。

番号3につきましては、所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の計9筆となっております。

所在につきましては、28ページから37ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となります。

面積が上から 1,292 m²、585m²、757m²、1,073 m²、2,083 m²、387m²、112m²、696m²、1,622 m²の計 8,607 m²となっております。

被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利は所有権の移転で、申請事由は相続となり、あっせんの希望はなしで受理済みです。

事務局からは以上です。

会長

以上で、本日の提出議案はすべて終了しました。

最後に、事務局に申し伝えます。本日すべての議事が議決となりました。議案の議決文を作成し、本日の議案書とともに保管してください。

上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。

令和 3年 11月 25日

議長 鈴木 浩

署名委員 松本 薫

署名委員 抜井 俊